

平成 21 年 12 月 18 日

主要事項・要望項目等に関する最終整理案

【 所 得 税 関 係 】

(他税目に共通するものを含む)

扶養控除の見直し（案）

P

その他（案）

○ 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追加する。【要望・農林水産省2、経済産業省32】【要望がない項目等・その他3】

(1) 商品先物取引法の次に掲げる取引

- ① 先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）
- ② 店頭商品デリバティブ取引
- ③ 外国商品市場取引

(2) 金融商品取引法の次に掲げる取引

- ① 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）
- ② 外国市場デリバティブ取引

（注1）上記(1)の改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われる差金等決済について適用する。

（注2）上記(2)の改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用する。

○ 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止する。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置を講ずる。【要望・金融庁6】【見直し・経済産業省2】

- (1) 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする。
- (2)のみなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。

- 国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の源泉徴収義務者とする。【要望・金融庁1(2)】
- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設【要望・金融庁2】

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。

(1) 非課税措置の概要

- ① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税を課さない。
- ② 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

(2) 非課税口座

- ① 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、上記①の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することによ

り平成 24 年から平成 26 年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1 人につき 1 年 1 口座に限る。）をいう。

- ② 非課税口座には、その設定の日からその年 12 月 31 日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が 100 万円を超えない範囲内のものに限る。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる。
- ③ 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る 10% 軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする。

（3）非課税口座開設確認書の申請手続

- ① 上記（2）の非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成 23 年 1 月 1 日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日からその開設年の 9 月 30 日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならない。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項を e-Tax 等を利用する方法により、すみやかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。
- ② 当該申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、当該申請書の提出がないことの確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならない。

（4）非課税口座年間取引報告書（仮称）の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年 1 月 31 日までに、非

課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(5) その他所要の措置を講ずる。

- 信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から 45 日以内（現行 1 月以内）とする。【要望・金融庁 3(1)】
- 株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。【要望・金融庁 4】
 - (1) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式
 - (2) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式
 - (3) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式
- 平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成 22 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止する。【要望・金融庁 5】

○ 上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）について、次の措置を講ずる。【要望・金融庁7】

- (1) 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受けた収益の分配を追加する。
- (2) 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とする。

○ 生命保険料控除の改組

生命保険料控除を改組し、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。【要望・金融庁8(1)、農林水産省3、4】

- (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除
 - ① 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設ける。
 - ② 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とする。
 - ③ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

- (4) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約

等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。

- ⑤ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用する。
- ⑥ 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」という。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととする。

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円）を適用する。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)②及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 4 万円）とする。

- ① 新契約の支払保険料等につき、上記(1)③の計算式により計算した金額

- ② 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

（注）上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用する。

○ 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外する。【見直し・内閣府】

○ 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を追加する。【要望にない項目等・租税特別措置の見直し】

(注) 上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に行う譲渡について適用する。

- 保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税法等における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等を図る。【要望にない項目等・その他 1】
- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 2 億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 13】

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 14】
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 15】
- 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講ずる。【見直し・厚生労働省 1、国土交通省 4】
- 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除を引き続き適用する

ための所要の整備を行う。【要望・環境省8】

- 次の(1)の特例及び次の(2)から(5)までの特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除外する。【見直し・国土交通省7、8、12、14、15】
 - (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例
 - (3) 短期譲渡所得の課税の特例
 - (4) 土地の譲渡等がある場合の特別税率
 - (5) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合の措置を除外する。【見直し・国土交通省9、11】
- 次の特例について、期限が到来したため、その規定を削除する。【要望にない項目等・租税特別措置の見直し※】
 - (1) 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例
 - (2) 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減
- オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするとともに、租税

特別措置法に規定されているオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて、所得税法に規定する。【要望・文部科学省6(1)、(3)、厚生労働省26】

(注1) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

(注2) 上記の改正は、平成22年分以後の所得税について適用する。

○ 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。【要望・経済産業省3】

(1) 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

(2) 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなす。

(3) 共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。

○ 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省18】

(1) その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上損金（必要経費）に算入するとともに、当該掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しない。

- (2) その従業員が支給を受ける分割（年金）払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなす。
- (3) その従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。
- 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。
- (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。【要望・金融庁10、厚生労働省23、経済産業省8】
- (2) 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用する。【要望・厚生労働省23】
- 子ども手当（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省1】
- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・文部科学省4】
- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が

行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省2】

- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 求職者支援給付（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省3】

- (1) 所得税を課さうこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省4】

- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置を適用する。【要望・厚生労働省6】

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講ずる。

【要望・農林水産省21】

- (1) 国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁

止する財産に加える。

(2) 所得税法に規定する「退職手当等」とみなす。

【検討事項】

- 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。【要望・金融庁 1(1)、財務省 5、農林水産省 1、経済産業省 36】